

様式B

特定工場新設(変更)届出及び実施制限期間の短縮申請書(一般用)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

函南町長 殿

届出者 住所 〒420-**** 静岡市葵区〇〇町×-×
 会社名 静岡新産業株式会社
 代表者氏名 代表取締役 静岡 県太郎
 (担当者) 管理課 倉松 電話番号054-***-***

工場立地法第6条第1項(第7条第1項、第8条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。)附則第3条第1項)の規定により、特定工場の新設(変更)について、次のとおり届け出るとともに工場立地法第11条第1項の期間の短縮方を申請します。

1	特定工場の設置の場所 〒419-0000 田方郡函南町〇〇字△△1-2		
2	特定工場における製品(加工修理業に属するものにあっては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあっては特定工場の種類) 自動車部分品・付属品製造業 3013		
3	特定工場の敷地面積 33,000 m ²		
4	特定工場の建築面積 17,900 m ²		
5	特定工場における生産施設の面積 別紙1のとおり		
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置 別紙2のとおり		
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置 別紙3のとおり		
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用 別紙4のとおり		
9	特定工場の新設(変更)のための工事の開始の予定日	造成工事等	年 月 日
		施設の設置工事	令和〇〇年〇月〇日
※ 整理番号	号	※ 備 考	
※ 受理年月日	年 月 日		
※ 審 査 結 果			

備考1 ※印の欄には、記載しないこと。

- 6欄から8欄について、規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地及び規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設はそれ以外の緑地と区別して記載すること。
- 法第6条第1項の規定による新設の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄(特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集合地特例の適用をうけようとしない場合は8欄を除く。)に記載すること。
- 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄(特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集合地特例の適用をうけようとしない場合は8欄を除く。)に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄から9欄に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
- 9欄については、埋立及び造成工事を行う場合にあっては造成工事等の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工事を行う場合にあっては施設の設置工事の欄に、それぞれ該当する日を記載すること。
- 届出書及び別紙の様式の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

特定工場の新設(変更)の趣旨説明書

1 会社概要

(ふりがな) しづおかしんさんぎょうかぶしきがいしゃ
会社名 静岡新産業株式会社

住所 静岡市葵区〇〇町×-×

設備投資予定額 600百万円
(うち用地費) (100百万円)

2 新設(変更)の内容 (各施設の単位を標準にして該当するものに○印をつけてください)

敷地	増	減	変更なし
生産施設	新設 <input checked="" type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/>	改築(全部、一部) <input type="checkbox"/> 撤去 <input checked="" type="checkbox"/> (全部、一部)	変更なし
緑地	新設 <input checked="" type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/>	配置替え <input type="checkbox"/> 撤去 <input checked="" type="checkbox"/> (全部、一部)	変更なし
緑地以外の環境施設	新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 配置替え <input type="checkbox"/> 撤去 (全部、一部)		変更なし

3 新設(変更)の趣旨説明

●届出理由

敷地及び生産施設面積の増加に伴い、緑地面積を増加させる。

事務所・倉庫棟については変更なし。

*その他特記事項がある場合、この欄に記載ください。

●届出概要

敷地面積 26,000→33,000m²

建築面積 16,800→17,900m²

生産施設面積 9,551→10,651m² [敷地面積に対し 32.3 %]

緑地面積 5,460→7,490m² [敷地面積に対し 22.6 %]

環境施設面積 1,080m² [敷地面積に対し 3.2 %]

製品名 トランスマッショングループ

特定工場における生産施設の面積

生産施設の名称	施設番号	面積 (m ²)		増減面積 (m ²)	
		変更前	変更後	増加面積	減少面積
第1工場	セ-1	3, 028	2, 853		175
第2工場	セ-2	2, 765	3, 284	847	328
第3工場	セ-3	2, 224	2, 224		
第4工場	セ-4	1, 035	1, 035		
ボイラー室	セ-5	499	499		
第5工場	セ-6	なし	756	756	
生産施設の面積の合計		9, 551m ²	10, 651m ²	1, 603m ²	503m ²

生産施設の建築面積
(水平投影面積であり、
延べ床面積でない)

備考

- 1 施設の番号欄にはセー1から始まる一連番号を記載すること。ただし、法8条第1項の規定による変更の届出の場合には、その変更に係る施設に対応する変更前の施設があるときは当該変更前の施設の届出済の番号を記載し、その変更にかかる施設に対応する変更前の施設がないときは、届出済の一連番号の次の番号を新たに設けてそれを記載すること。
- 2 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、変更前の欄には全部の施設の面積を記載するとともに、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは「なし」と記載し、変更後の欄にはその変更に係る施設の変更後の面積のみ記載すること。
- 3 法第8条第1項又の規定による変更の届出の場合は面積欄を変更前と変更後に区分し、その変更に係る施設についてのみ記載し、その施設に対応する変更前の施設がないときは、変更前の欄には「なし」と記載すること。
- 4 増減面積欄には法第7条第1項、法第8条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合のみ記載すること。
- 5 生産施設の面積の合計の欄は、変更の届出の場合にあっては、変更前と変更後に区分し、それぞれの欄に当該特定工場における全生産施設の面積の合計を記載すること。

1 緑地及び環境施設の面積

緑地（様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を除く。）の名称	施設番号	面積（m ² ）
正門前 植え込み	リ-1	230
敷地北側周辺部 高木並木	リ-2	2, 580
敷地南側周辺部 低木地	リ-3	1, 620
敷地東側周辺部 高木並木	リ-4	980
敷地西側 芝生	リ-5	1, 050
緑地面積（様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を除く。）の合計		6, 460 m ²
様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地の名称	施設番号	面積（m ² ）
第一工場屋上	ジ-1	350
従業員駐車場	ジ-2	680
様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地面積の合計		1, 030 m ²
緑地面積の合計		7, 490 m ²
緑地以外の環境施設の名称	施設番号	面積（m ² ）
池	カ-1	280
テニスコート	カ-2	800
緑地以外の環境施設の面積の合計		1, 080 m ²
環境施設の面積の合計		8, 570 m ²

2 環境施設の配置

敷地の周辺部に配置する環境施設の各施設番号	リ-1、2、3、4、5及びリ-1の一部
敷地の周辺部に配置する環境施設の面積の合計	5, 500 m ²
配置について勘案した周辺の地域の土地利用の状況などの関係	正門前は県道に面しており、また、北側に住宅が密集しているため、極力緑地帯を多くとり、環境保全に配慮した。

備考

- 1 緑地の名称の欄には、区画毎に緑地の種類及びその設置の場所を記載すること。
- 2 その他は、別紙1の備考1から3まで及び5と同様とする。この場合において、「セ-1」とあるのは、緑地（様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を除く。）にあっては「リ-1」と、様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地にあっては、「ジ-1」と、緑地以外の環境施設にあっては「カ-1」と読み替えるものとする。

様式例第1

整理番号	
------	--

事業概要説明書

1	生産開始の日	(操業 S52. 9月) 今回の変更に係る稼動日：令和〇〇年〇月〇日					
2	主要製品別生産能力及び生産数量						
	製品名		生産能力	生産数量			
		変更前	変更後	変更前	変更後		
	トランスマッショングループ	10,000	15,000	8,000	12,000		
3	水源別工業用水使用量 計 550 (単位：トン／日)						
	上水道	工業用水道	河川表流水	井戸水	その他	回収水	海水
	300			200		50	
4	電力の使用量 計 20,000 (単位：KWH／日)						
	買電による電力使用量	自家発電による電力使用量					
	20,000						
5	従業員数 計 270 (単位：人)						
	職員	男 28	工員	男 132	計	男 160	
		女 12		女 98		女 110	

備考 1 生産能力及び生産数量は、各々の業種に応じ通常用いる単位で記載して下さい。

(例 トン／日、m³／月等)

2 事業概要説明書の用紙の大きさは、日本工業規格A4を用いて下さい。

生産施設、緑地、緑地以外の環境施設その他の主要施設の配置図

別添図面のとおり

4
—
—

縮尺 1 /

備考1 配置図に記載する生産施設は、建築物のあるものは建築物単位で、ないものは個々に記入して下さい。

2 その他の主要施設には貯水池、井戸等の工業用水施設、電力施設、公害防止施設、倉庫、タンク等の貯蔵施設、駐車場等を含みます。配置図にはそれらの位置、形状を明示するとともに、それらの名称を付記してください。

3 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設は、下表に指定する淡い色彩でそれらの位置、形状を着色して明示するとともに、規則による届出書の別紙1～3に記載した施設番号を付記して下さい。

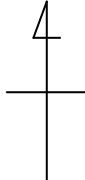
施設の名称	色 彩
生産施設	青
緑地	緑
様式第1又は第2で区別することとされた緑地	網掛け
緑地以外の環境施設	黄

4 変更の届出の場合には、変更前と変更後の状態が比較対照できるように明示して下さい。

5 図面には縮尺並びに方位を示す記号を記載して下さい。図面の縮尺は、原則として敷地面積が100ha未満の工場等にあっては五百分の一ないし千分の一、100ha以上500ha未満の工場等にあっては千分の一ないし二千分の一、500ha以上の工場等にあっては二千分の一ないし三千分の一程度として下さい。

6 環境施設のうち屋内運動施設又は教養文化施設がある場合は、当該施設の利用規程及びその周知方法を記載した書類を添付してください。

特定工場用地利用状況説明書

特定工場敷地面積	33,000m ²	うち自己所有地	33,000 m ²
都市計画法上の区域区分 (*右記の該当項目を ○で囲んで下さい。)	①工業専用地域 ②工業地域 ③準工業地域 ④住居系地域 ⑤商業地域 ⑥市街化調整区域 ⑦未線引都市計画区域 ⑧都市計画区域外 ⑨都市計画なし		
特定工場用地利用状況説明図	 前回届出時とほぼ同様につき省略		
	特定工場の用に供する土地の説明		
	宅地 (準工業地域)		
	縮尺 1/		

- 備考 1 自己所有地には、現在所有している土地及び将来自分の土地となることが確実である土地を含みます。
- 2 都市計画法上の用途地域を記入してください。
- 3 特定工場の用に供する土地の説明の欄には、当該土地が埋立地、埋立予定地、空地、農用地、工業団地等の別を記入してください。
- 4 特定工場土地利用状況説明図には、当該特定工場の周辺 2 km程度の範囲内で海面、河川、湖沼、埋立地、山林、農用地、学校・病院・公園等の用地、住宅地、工業用地等の土地の利用状況を明示してください。

特定工場の新設等のための工事の日程

		工事の日程										
		〇年 4月	〇年 5月	〇年 6月	〇年 7月	〇年 8月	〇年 9月	〇年 10月	〇年 11月	〇年 12月	△年 1月	
造成(埋立)工事 敷地の増減の移転登記日等を記載												
生産施設の設置工事												
施設の名称	施設番号											
第1工場	セ-1	5/6		建屋	7/31	8/1	設備	9/30	10/12			
第2工場	セ-2	5/6		建屋	7/31	8/1	設備	9/30	稼働日	◎		
第5工場	セ-6	5/6		建屋	7/31	8/1	設備	9/30				
環境施設・緑地の設置工事												
施設の名称	施設番号											
北側周辺部	リ-2		配置	6/1	7/12							
西側芝生	リ-5		変更	6/1	7/12							
ボイラー周辺	リ-6			7/15				9/30				
入口並木	リ-7				設置	8/1		10/3				
その他の主要施設の設置工事												

備考1 工事の日程の欄には、工事の種類ごとに工事の期間を←→印で記載するとともに、当該工事の開始と終了の日を付記して下さい。

なお、生産施設については、当該生産施設の運転の開始の日も工事の日程の欄にあわせて明記して下さい。

また、生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事において既存施設の廃棄工事が行われる場合には、当該廃棄工事の日程も記載して下さい。

2 施設の名称、施設番号の欄には規則による届出書の別紙1～3に記載した生産施設、緑地、緑地以外の環境施設の名称、番号を記載して下さい。

3 事務所、倉庫等その他の主要施設の設置工事の日程の欄には、当該工事の開始が生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事のいずれよりも早い場合にのみ当該施設の種類を工事の種類の欄に明記して下さい。

4 変更の届出の場合には、変更に係る施設について記載して下さい。

準則計算表

(昭和49年6月28日以前に設置された既存工場が生産施設を増設される場合、この計算表を添付してください)

細分類業種名	自動車部分品・付属品製造業
細分類番号	3013
γ :	0.4
α :	1.2

(1) 生産施設

$$P \leq \gamma (S - P_0 / \gamma \alpha) - P_1 \quad (\text{单一業種})$$

$$0.4 \times (20,000 - 8,200 / 0.4 \times 1.2) - (-2,000) = 3,166$$

今回の増設計画 = 2,500 \leq 3,166 であり、準則を満たす。

(2) 緑地

$$G \geq P / \gamma \times (0.2 - G_0 / S) \quad (\text{单一業種})$$

$$2,500 / 0.4 \times (0.2 - 2,000 / 20,000) = 625$$

今回の設置計画 = 1,000 \geq 625 であり、準則を満たす。

(3) 環境施設

$$E \geq P / \gamma \times (0.25 - E_0 / S) \quad (\text{单一業種})$$

$$2,500 / 0.4 \times (0.25 - 2,200 / 20,000) = 875$$

今回の設置計画 = 1,000 \geq 875 であり、準則を満たす。

備考

- 1 業種については日本標準産業分類の中分類業種名と細分類番号を記載のこと。
- 2 2以上の業種に属する特定工場等の場合には様式は特に定めていない。業種毎の生産施設を γ 、 α の値別に整理したものを記載すること。
なお、二以上の業種に属する特定工場等の場合は、次の式を満たす必要がある。詳細は、工場立地に関する準則の(備考)によること。

生産施設	緑地	環境施設
$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S$	$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right)$	$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right)$

- 3 過去の準則計算推移表を添付すること。
- 4 計算は小数点第5位を四捨五入すること。